

8. 入居者が負担するものについて

(1) 家賃

家賃は、入居者の収入（所得）や住宅の年数、規模などに応じて決定されます。支払い方法は口座振替です。支払期限は、月末（その月の末日、平日で無い場合は翌平日）となっています。期限までに、お支払いがない場合は、督促状を発送します。また、連帯保証人に家賃の支払いを求めることもあります。

※ 「収入申告」について

毎年、家賃を算定するために所得を申告していただきます。申告をされませんと、近隣の賃貸住宅と同程度の家賃を課すこととなりますので、ご注意ください。また、入居後、収入が上がり、収入基準を超え高額所得者と認定された方は、住宅を明け渡していただきます。

(2) 専用駐車場使用料（駐車場を使用する場合）

支払い方法と支払期限、督促は、家賃と同じです。

(3) 共益費

入居者同士が共同で使用する施設の管理の費用で、入居者全員に負担していただきます。団地の自治会等が、負担額や用途を決めて、管理・運営しています。自治会等の決まりに従って、お支払いください。

共益費の使用例：階段・外灯等の電気料や電球代、共用水栓の水道料、樹木の手入れ

(4) 修繕費

入居時の敷金はありませんが、消耗品や使用により機能が低下したものの、退去時の畳・ふすまなどの修繕費用を負担していただきます。

9. 入居にあたってお守りいただくこと

(1) 市営住宅は、多数の方が入居する共同住宅として形成されていますから、入居者の方が協力し合いながら、快適に生活できるよう心掛けてください。

(2) 市営住宅では、「自治会」（一部の住宅では、隣接する地域の自治会）が運営されています。市営住宅に入居されましたら、各住宅が所属する自治会にご加入のうえ、活動へのご参加をお願いいたします。

(3) 動物の飼育・預かりは禁止です。

(4) 騒音など、他の入居者へ迷惑となるような行為はしないでください。

(5) 自動車は決められた場所に駐車してください。また、専用駐車場の利用は1世帯1台までが原則です。（専用駐車場が無い、または世帯数分の駐車スペースがない住宅もあります。）なお、通路など他人に迷惑となる場所には駐車しないでください。